

「事務所ニュース・サービス」の規約変更および ホームページによるサービスの拡充について

会員 各位

拝啓 盛夏の候、会員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また日頃より格別のご高配を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、創刊記念として行って参りました新規契約時の利用料「1ヵ月無料サービス」の期間も6月末日をもって終了いたしました。

本誌創刊の理念でもありますが、これからも多くの社会保険労務士の皆様にご活用いただき、業界に貢献するよう努めて参る所存です。また発行部数の増加によるコストダウンを実現し、将来の利用料の低下として会員様へのサービス向上になればと考えております。

そこで、次のとおりサービスの拡充とそれに伴う規約変更を進めて参りますので、お知らせいたします。

- <規約の変更> ①利用料の「分割払い」と「一括払い割引」の導入
 ②法人等会員様に関する規定の追加
- <サービスの向上> ③弊社ホームページにおける業務資料の提供の充実

① 少しでもご利用いただきやすくするため、利用料の「分割払い（6ヵ月ごと2回）」を開始することと致しました。また、「一括払い」の場合は、基本料および部数加算について5%割引とすることと致します。なお、創刊記念割引を適用いたしました会員様は、既に12分の1（8.33%）の割引となっておりますので、今後の新規契約および更新より「分割払い」または「一括払い割引」を適用させていただきたく存じます。

② 現行の会員規約では、社会保険労務士法人、労働保険事務組合、その他の法人を会員とする場合の規定が明記されておりました。そこで、当該法人等を会員とする場合について規定を追加することと致します。

③ 弊社ホームページにおいて、「就業規則」「労働者名簿」など、各種業務資料の提供を進めてまいります。資料等については、7月26（予定）日以降利用可能となり、今後、順次充実させていく予定です。

なお規約の改定は、別紙のとおり、平成19年7月21日付をもちまして実施致します。今回の改定は、既存の会員様への不利益を生じるものではありませんが、規約変更に関するご質問などございましたら、お気軽にお問合せください。

これからも、会員様へのサービスの充実と「事務所ニュース」の品質の向上に努めて参る所存です。先月に続き度重なる規約の変更につきましては、ご容赦いただきたくお願い申し上げます。

末文ではございますが、皆様のますますのご発展をお祈り申し上げます。

敬具

平成19年7月18日

 **事務所ニュース・サービス**

株式会社 ワーク・アビリティ
代表取締役 岡田 良則

別紙

| | 改定前 | 改定後 |
|-------------|---|---|
| 第10条 第1項 | 会員は、契約期間満了までに前条の更新手続きを完了しなかった場合、および会員規約に違反した場合、当該会員の資格を失います。 | 会員は、契約期間満了までに前条の更新手続きを完了しなかった場合、 <u>第13条第2項の下半期利用料の支払いを当社の定める期日までに完了しなかった場合、および会員規約に違反した場合、当該会員の資格を失います。</u> |
| 第11条 | (サービスの期間) 会員へのサービスの開始は、会員登録完了後、制作日程の都合により当社が決定する期日からとし、当該サービスの期間は開始日から12ヵ月間とします。 | (契約期間) 会員へのサービスの開始は、会員登録完了後、制作日程の都合により当社が決定する期日からとし、当該契約期間は開始日から12ヵ月間とします。 |
| 第13条 第2項 | | <u>2. 利用料は、12ヵ月分を一括して支払う他、会員の選択により6ヵ月ごとの上半期と下半期の2期に分割して支払うことができます(別表1のタイトルデザイン作成料・名入れデータ作成料を除く)。</u> |
| 第24条 | | (法人等会員) <u>法人等(労働保険事務組合を含む)が会員となる場合、本規約の第6条第1項第4号は適用しません。第7条第1項中において「住所」とあるのは「所在地」と、第8条第2項中において「会員資格は、一身専属性のもの」とします。当社は当該会員の死亡を」とあるのは「当社が会員の破産または解散を」と読み替えます。また第17条中「相続」とあるのは適用しません。</u> |
| 附則 第1条 | この会員規約は、平成19年6月7日より実施するものとします。 | この会員規約は、平成19年7月21日より実施するものとします。 |
| 別表 | (途中省略) <送料> 送料は、実費をご請求いたします。 | (途中省略) <送料> 送料は、実費をご請求いたします。 <一括払い割引> <u>利用料を12ヵ月分一括して支払う場合、基本料および部数加算の5%を割り引きます(ただし、購入部数が当初申込みから年間で5割以上増減した場合は、当初申込みの年間部数と実績部数の合計の2分の1の部数による計算額の5%の額を上限として割り引きます。また中途解約の場合に本割引は利用できません)。</u> |